## 入院時食事療養費のご案内

当病院は、入院時食事療養費(I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

	標準負担額	(1食につき)	令和7年4月1日より
70歳 未満の方	一般世帯	(※1)	510円
	住民税非課税世帯(区分才)	90日までの入院	240円
		90日を越える入院	190円
70歳 以上の方	一般世帯	(※1)	510円
	住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	90日までの入院	240円
		90日を越える入院	190円
	住民税非課税世帯であってかつその世帯の 所得が基準額以下の世帯 (低所得 I )		110円

(※1) 小児慢性特定疾病の患者さん・指定難病の患者さん 300円